



# 農地の売買等や転用について

譲渡、売買の予定や住宅、納骨堂を建てる予定の皆様！  
対象地が農地(畑・田)でないか、ご確認ください！

## 農地法とは？

●「農地法(法律)」に基づいて、農業委員会に許可申請等を行う制度です。

## 許可制度の理由？

●この制度は、国土の狭い日本において、食料を確保する農地と農地以外の土地利用との調整を図り、国民に対して食料の安定供給を確保することを目的としています。

## 申請の種類

### ① 3条申請(2者申請)

農地を農地として譲渡、売買、賃借をする申請(町農業委員会許可)  
※受手は、10a以上の所有もしくは譲渡、売買、賃借が必要



### ② 4条申請(本人申請)

自分の名義農地を、転用する場合の申請(町農業委員会許可)



### ③ 5条申請(2者申請)

他者の農地を譲渡、売買して転用する場合の申請(県許可)



### ④ 非農地証明願(願人申請)

自然荒廃10年経過、人工構造物20年経過で農地でない事を証明 (有料:1,540円)

### ⑤ 農用地等利用権設定等申出書(2者申請)

農地を農地として賃借するための申出書(町長許可) ※10a以下でも可能

## 受付期間

- 毎月審査を行っており、毎月10日までに申請の手続きを完了してください。
- 手続きには時間を要します。場合によっては1年以上かかる場合もあります。お早めにご相談ください。

提出・問合せ先：橋原町役場 産業振興課内 (ゆすはら夢・未来館)  
橋原町農業委員会 (TEL: 65-1250)

すべての農地(畑・田)が対象です。不明な点は農業委員会までお気軽にお問合せください！



# 農地を転用する場合には、手続きを！

一時転用も対象です

- 農地を農地以外(住宅・駐車場・資材置場・墓・道路・山林・工事現場事務所など)にすることを「農地転用」といいます。
- 農地を転用する場合には、農地法の転用許可が必要です。
- 許可を受けずに転用したり、許可を受けた通りに転用をしなかった場合は、工事の中止や原状回復等の命令がされたり、違反転用すると3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人においては1億円以下の罰金などの罰則の適用もあります。(農地法第64条)
- 一時的に農地以外に利用する場合も対象です。たとえ自分の名義の土地でも、農地の場合は勝手に貸借・転用できません。気軽に農地の貸借して転用しないようにしてください。

最近、残土等がされてそのまま放置されている農地が見受けられます。農地整備以外の目的の残土は認められていません！！



※自ら耕作する農地に2a未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなっています。

# 家族介護教室の ご案内

梶原町では在宅で介護が必要になっても安心して地域で暮らし続けることができるよう、毎年介護に関する研修などを行っています。

今年度は、下記のとおり開催します。

ご家族の方、興味のある方のご参加をお待ちしております。

日時：**令和2年9月3日（木）**  
**13：30～（1時間程度）**  
※13：00～受付開始



場所：保健福祉支援センター 4階会議室

内容：**テーマ「介護食について」**

講師 保健福祉課 徳久管理栄養士

- ・介護食ってどんなもの？
- ・嚥む力や飲み込みに合わせた調理方法はどんなもの？
- ・誤嚥を防ぐために気を付けることって？
- ・脱水予防のために効果的な水分摂取の方法は？
- ・食欲がないときはどうすればよい？ など



参加を希望される方は、8月28日（金）までに、保健福祉課までご連絡をお願いします。

【問い合わせ先】梶原町保健福祉課  
TEL：65-1170  
担当：兵頭

共催：げらげら家族会  
（認知症の方を介護する家族会）